



独評発第0827010号
平成22年8月27日

独立行政法人労働者健康福祉機構

理事長 伊藤 庄平 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会

委員長 井原 哲夫



独立行政法人労働者健康福祉機構の平成21年度における業務の
実績に関する評価結果の通知について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第2項に基づき、別添のとおり、平成21年度における業務の実績に関する評価を行ったので、同条第3項の規定により、その結果を通知する。

独立行政法人労働者健康福祉機構の 平成21年度の業務実績の評価結果

平成22年8月19日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1 平成21年度業務実績について

(1) 評価の視点

今回の評価は、平成21年2月に厚生労働大臣が定めた第2期中期目標期間（平成21年度～25年度）の初年度の達成度を評価するものである。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」（平成13年6月厚生労働省独立行政法人評価委員会決定）等に基づき、平成20年度までの業務実績評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委評価の視点」という。）、「平成20年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成21年12月9日同委員会。以下「政・独委二次意見」という。）等を踏まえ、評価を行った。

なお、評価に当たっては、平成21事業年度の監査報告書を基に、監事監査の実施状況等の説明を受け、これを参考とした。

(2) 平成21年度業務実績全般の評価

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）は、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図ることを通じて、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。この目的を達成するため、労災病院、産業保健推進センター、リハビリテーション施設等の運営により、労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供を行うとともに、労災疾病の研究・開発により得られたモデル予防法・治療法等を労災指定医療機関等に対して普及を図るほか、国の産業保健関係助成金、未払賃金立替払などの各事業を通じ、国の労働政策と密接に連携した多様な事業を効率的に運営していくことが機構に求められており、これらを内容とする中期目標が定められている。

平成21年度の業務運営については、労災病院事業について、急性期に対応した高度・専門的医療の提供や地域医療支援を更に推進し、また、労災疾病研究についても、着実に研究・開発業務を進め、労災指定医療機関等に対する成果の普及に尽力したことが認められる。また、産業保健推進センター事業については、相談・研修業務等について適切に業務を行い、未払賃金立替払事業については、支払処理の迅速化等をなお一層推進したものと言える。

これらの取組は、機構の設立目的に資するものであり、第2期中期目標期間の初年度として、次年度以降の業務運営の基礎を固めたものとして、評価できる。今後も、機構の更なる取組に期待するとともに、今般、厚生労働省により実施された省内事業仕分け及び行政刷新会議により実施された事業仕分け（以下「事業仕分け等」という。）の結果をも踏まえ、以下の点に留意した業務運営を行っていただくことをお願いする。

- ① 労災病院事業については、各地域の労災患者、産業保健関係者及び労災指定医療機関等から、個々の労災病院に対して、アスベスト関連疾患を始めとする労災疾病や勤労者のメンタ

ルヘルス等への期待やニーズが高く、都道府県地域医療計画において、4疾病5事業を基盤とした地域の中核的医療機関としての役割も求められている。今後とも、今日の「労災病院の役割」を更に高めつつ、国民にこの役割をわかりやすく伝え、理解を求めていくことが必要である。その上で、地域貢献という観点から、地域医療連携や救急医療の面においても、公的病院として貢献をしていただくことを期待する。

労災医療を確実に推進するためには、全国の労災病院グループのネットワークやスケールメリットを活かした多種多様な病歴データの収集とそれを基にした労災疾病等に関する研究・開発が不可欠と考える。また、労災病院における研究成果等の普及については、各労災病院が地域の労災指定医療機関等の窓口となり、労災疾病等に係る予防、診断、治療等の総合的な支援体制を隙間なく実施していくことが求められていると言える。

② 第1期中期目標における「労災疾病等の研究・開発」の研究成果については、引き続き、広く普及させる取組を積極的に行い、当該分野における我が国のモデル医療等の発展に貢献する実績を上げたことは評価できる。また、労災疾病等13分野に係る研究・開発の第二ステージの初年度として、外部有識者の事前評価を経て、「労災疾病等13分野医学研究・開発、普及計画書」を策定し、今般の社会情勢や第1期研究成果を踏まえた19の研究課題を定めた。その中でも、特に「アスベスト関連疾患」、「化学物質の曝露による産業中毒」、「勤労者のメンタルヘルス」、「業務の過重負荷による脳・心臓疾患（過労死）」、「疾病的治療と就労の両立支援」については、労災疾病等の中でも特に社会的ニーズが高く、早期診断法・予防法等の成果が急がれる分野であり、また、行政や社会への提言・普及についても、より早急な対応が期待されている。さらに、機構の労災疾病研究では、労災病院グループのスケールメリットや産業保健関係者とのネットワークを活かし、多種多様な病歴データを蓄積した研究・開発が行われており、職業と疾病との関連性を多面的に研究・開発できる国内唯一の研究機関であることから、今後の取組に大いに期待する。

③ 産業保健の取組については、産業保健推進センターを中心に、専門相談員の配置体制の充実を図り、関係機関と連携して地域のニーズに対応した研修及び相談を実施することにより、研修・相談の質及び利用者の利便性が向上し、その結果、相談実績は、年度計画を大幅に上回る実績を上げた。

なお、今般の事業仕分け等において、産業保健推進センター事業については、47センターを概ね3分の1程度に集約化することとされたが、利用実績からも、充実した専門的研修の実施や産業保健情報の提供及び勤労者のメンタルヘルス等の対応への産業保健関係者等からの期待やニーズが高いものと言える。今後、集約化を行うに当たっては、各地域の産業保健関係者等の利便性に特に配慮しつつ、産業保健サービスの質の低下を招かないよう、関係機関との調整等を十分に行いながら進めていただくようお願いする。

④ 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金について

は、産業保健推進センターの支給事務となっているが、今般の事業仕分け等において、利用実績が低調であること等から、平成23年度から廃止することとされた。この対応に当たっては、産業保健関係者や労働者の混乱を招かぬよう、廃止に向けて、懇切丁寧な説明等を実施していただくよう期待する。

⑤ 第2期中期目標により「平成28年度を目途に繰越欠損金を解消する」こととされている労災病院の財務内容の改善については、平成21年度は、厚生年金基金資産減少に伴う退職給付費用の増による影響を昨年度以上に受ける結果となり、昨年度より当期損益が悪化したが、医業活動に限れば、経常損益が黒字に転じるなど着実に改善に向かっているものと評価できる。

しかしながら、繰越欠損金の着実な解消を実現するためには、収益確保に着目した経営改善を更に進めることはもとより、安定的な経営基盤の確立に向け、徹底した業務運営の効率化等への取組も不可欠であると言える。このため、診療報酬のプラス改定や厚生年金基金資産運用実績の改善による見込みだけではなく、次年度以降の課題として、一層の工夫を凝らした業務運営の効率化も含めた解消計画の策定など、更なる取組を期待する。

なお、中期計画に沿った具体的な評価結果の概要は、次の2のとおりであり、個別の評価項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

2 具体的な評価内容

(1) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上について

第1期中期目標期間初年度から導入し、定着に向けて取り組んできた内部業績評価制度について、引き続き取り組み、全ての事業、施設において、BSC（バランス・スコアカード）^(注1)を作成し、SWOT分析^(注2)等を活用しつつ、PDCAサイクルマネジメントを実施した。また、外部有識者による業績評価委員会を年2回開催し、業績評価結果の公表及び国民からの意見募集を行うなど、公平性・透明性に取り組んだことは評価できる。各業務において取り組んだ事項に関する主な評価については以下のとおりである。

注1) BSC（バランス・スコアカード）…経営マネジメントツールの一つで、達成目標、評価指標及び行動計画等を「利用者の視点」、「財務の視点」、「質の向上の視点」、「効率化の視点」、「組織の学習と成長の視点」の5つの視点から策定したカードのこと。

注2) SWOT分析…組織や外的環境における、強み(Strengths)、弱み(Weaknesses)、機会(Opportunities)、脅威(Threats)を評価するための分析手法。

① 労災疾病等に係る研究開発の推進等

外部有識者の事前評価を経て作成した「労災疾病等13分野医学研究・開発、普及計画書」による19の研究課題においては、「アスベスト関連疾患」について、理化学研究所との連携による発症前診断法の研究・開発を課題に定めるなど、第1期の研究成果等を踏まえたものとしているほか、「がんの治療と就労の両立支援」を新たな研究課題とし、社会的ニーズ

をも踏まえ、適切に研究・開発に着手した。

研究成果の普及については、ホームページアクセス件数や学会発表件数等、第1期中期目標の最終年度を超える成果を上げたほか、新たな「がんの治療と就労の両立支援」については、がん患者参加方式による「勤労者医療フォーラム」を開催するなど、初年度から積極的な普及活動を行っている。さらに、アジア諸国の要請を受け、今後増加が懸念される石綿関連疾患やじん肺等の労災疾病の診断法や予防法等の国際的な普及活動も進めている点も評価できる。今後も、より着実な普及を進めるための人材育成や、研修等の体制整備にも力を注ぎ、多様なネットワークへの参加等を通じた、より積極的な普及活動への展開を期待したい。

② 勤労者医療の中核的役割の推進

労災病院では、7対1看護体制や専門センター化の推進による診療体制の整備、救急医療体制及び地域医療連携の強化、自己収入による高額医療機器の計画的整備等により、日本医療機能評価機構等による病院機能評価において30施設認定されるなど高度・専門的医療の着実な推進が認められる。患者満足度については、中期計画に定める目標値を超え、全病院平均で81.8%の満足度を確保し、また、サービスの質の向上に取り組む上で、優秀な人材の確保、育成や働きやすい職場環境の整備も進めており、看護師の離職率が前年度より低下していることも評価できる。

勤労者医療の地域支援の推進については、患者紹介率・逆紹介率、症例検討会・講習会の参加人数及び受託検査数のすべてにおいて、年度計画の目標値を上回ったほか、二次医療圏において原則一つとされる「地域医療支援病院」の承認を、平成21年度中に新たに5施設も取得し、計17施設としたことは評価できる。

過労死予防等の推進については、勤労者予防医療センターにおいて新たな調査研究や予防医療に関するDVDの作成等を行い、各種指導・講習会及び相談等において活用するなど普及に取り組んだ結果、年度計画で定める指導実績等の目標値をすべて達成するとともに、利用者満足度においても、有用であった旨の評価が91.8%となるなど、前年度を超える実績としたことは評価できる。なお、機構が新たに実施した職場訪問型職場復帰支援については、専門医師、臨床心理士等専門スタッフを配置し、企業へ派遣して、メンタルヘルス不調者や産業保健スタッフ等に対するきめ細やかな支援活動を実施しており、今後も、医療の専門家と企業の担当者との緊密な連携により、個々のケースに柔軟に対応できる体制整備を一層進めることを期待したい。

行政機関等への貢献としては、国が行う労災認定や障害等級認定に係る意見書を迅速に作成し、国に提出しているほか、労災病院グループの知見とネットワークを活用し、石綿の確定診断や、新たに医療機関に対する石綿関連疾患診断解説DVDの配布、指定疾病見直しのための石綿関連疾患事例等調査業務等を行った。また、新型インフルエンザの流行の時期には、機構に求められている行政機関等への貢献を果たすため、本部に対策本部を設置するとともに、12病院に発熱外来の設置、成田検疫所への職員派遣などを行ったほか、各自治体等との連携も迅速に行い、行政機関や医師会等が開催する対策会議等への参画、助言、指導

も積極的に行ったことなどの取組は評価できる。

③ 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進

医療リハビリテーションセンター、総合せき損センターの運営については、患者ごとの障害に応じたプログラムの作成、多職種間の相互連携によるチーム医療の推進、社会復帰に向けた各種日常生活訓練、退院後のケアまで幅広く一貫したサポートを行い、その結果、社会復帰率及び患者満足度については、両事業とも計画に沿って確実に実績を上げた。

労災リハビリテーション作業所の運営については、入所者ごとの社会復帰プログラムの作成及び定期的なカウンセリングの実施を行い、社会復帰率について、中期計画に定める目標値を達成した。今後は、廃止を決定した施設について、在所者の退所先の確保に十分な配慮を行うことに留意しつつ、他の施設においても、一層の社会復帰率の向上に向けて更なる努力を期待する。

④ 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進

産業保健推進センターで行う研修及び相談については、いずれも利用者のニーズを踏まえて、利便性の向上及び質の向上に取り組み、相談実績は、年度計画を大幅に上回る26,042件の実績を上げ、99.7%の満足度を確保したことは評価できる。また、同センターで行う情報提供その他援助についても、ホームページやメールマガジン等多様な媒体による積極的な周知広報を行い、年度計画で定める目標値を達成したことも評価できる。なお、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金業務及び自発的健康診断受診支援助成金業務については、両助成金とも、申請書の受付締切日から支払日までの所要日数の短縮に努め、中期計画に沿った業務運営が行われたものと言える。今後とも、地域の産業保健関係者のニーズに対応した研修や情報提供に留意しつつ、同センターが行う多様な支援により、地域における産業保健水準の向上に一層取り組むことを期待する。

⑤ 未払賃金の立替払事業

立替払業務の迅速化に向けて、図表を多用したパンフレットによる周知、立替払請求書等をパソコン上で直接作成できるようホームページを大幅に刷新したほか、大型倒産事案における担当管財人との事前調整を実施するなどの取組を実施した。その結果、立替払い処理件数が過去2番目に多い約6万8千件となったものの、請求書の受付日から支払日までの期間について、中期計画で定める目標値を上回る23.3日と、過去最短の処理期間としたことは評価できる。

⑥ 納骨堂の運営業務

利用者のニーズを踏まえ、産業殉職者合祀慰靈式において、新たに高齢者、障害者等に配慮した送迎バスを運行したほか、靈堂内の冷暖房の整備やAEDの設置等の環境整備を進めた結果、遺族等の91.8%から慰靈の場にふさわしいとの高い評価を得るなど、中期計画に沿

った適切な業務運営を行っていると言える。

(2) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 機構の組織運営体制の見直し

本部に設置している経営改善推進会議や個別病院協議等における本部の経営指導・支援体制の強化に取り組み、医師不足への対応や医療材料等の共同購入等に係る経営指導を行った。また、各労災病院が計画した経営目標の進捗状況についても、本部が適宜フォローアップ等を行い、理事長自らが個別に病院長と協議するなど、業務運営の効率化に向けて、積極的に取り組んでいると言える。

② 一般管理費、事業費等の効率化

一般管理費（退職手当を除く。）・事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）の節減については、人件費の節減、契約の見直し等による調達コストの節減等に引き続き取り組んだ。また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの総支出に占める運営費交付金の割合は、診療収入の増等による自己収入の確保に努めつつ、事業費等の節減に取り組んだ結果、平成20年度の水準を維持し、中期計画に沿った着実な成果を上げたと言える。

(3) 財務内容の改善、その他業務運営に関する重要事項等について

① 労災病院について

労災病院の損益については、平成21年度は、厚生年金基金資産減少に伴う退職給付費用の増による影響を昨年度以上に受ける結果となり、昨年度より当期損益は悪化したが、医業活動に限れば、経常損益で黒字に転じるなど着実に改善に向かっているものと言える。

② 人事、施設・設備に関する計画

人事に関する取組については、中期計画に沿って、事務職員の抑制を図ることにより、交付金職員を720人以内とする配置を行ったほか、派遣交流制度等の活用により、職員の活性化に努めた。また、海外勤務健康管理センター及び労災リハビリテーション工学センターの廃止に向けた取組についても着実に進め、計画どおり平成21年度末で両施設を廃止した。

(4) 評価委員会が特に厳正に評価する事項及び政・独委評価の視点等への対応について

① 財務状況

機構全体の当期損益については、労災病院事業の損益の影響を受け、当期損失が50億円となっている。機構全体の財務状況の改善を図る上でも、労災病院事業における財務状況の改善が必要と言える。なお、労災病院事業の当期損益については、上記1(2)⑤及び2(3)①で評価したとおりである。

前年度の当委員会において、「第2期中期目標で定めている平成28年度を目指とした繰越

欠損金の解消に向け、計画的に取り組むべき」と指摘した点については、上記1（2）⑤において評価したとおりであり、今後とも、機構の計画的な取組により、より強固な経営基盤の確立が図られ、着実に繰越欠損金が解消されることを期待する。

② 保有資産の管理・運用等

ア 実物資産

機構で保有する土地建物等の実物資産について、「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）」等に基づき、既に廃止した北海道と広島の両リハビリテーション作業所等が、現時点において、未だ売却処分に至っていない理由等の分析・検証を加え、早期に処分を完了させることを期待する。

その他、資産の全部又は一部を使用しない決定をしたことから減損した土地建物については、病院機能の維持・向上等の観点及び業務運営の効率化の観点から、その使途及び効果的な処分可能性について検証を加え、保有資産の見直しを進めていくことを期待する。

イ 知的財産等

機構で保有する特許権等の取扱いは、「職務発明規程」に基づき、本部に設置する「職務発明審査委員会」による審査を経ることとされ、適切な手続きにより実施されていると言える。現在保有している特許権等では、実施許諾によるライセンス収入に比べ、手数料等の維持に要する費用が上回っているものの、実施許諾に至っていない特許権等については、展示会等の機会を捉え、企業や利用者に対する積極的な周知広報を実施しており、実施許諾等による収益向上に係る取組に努めていると言える。今後とも、特許権等の活用可能性等に関して、幅広く検証しつつ、費用の縮減及び収益の向上に努めるなどの効果的・効率的な管理を期待する。

ウ 金融資産

機構は、自前収入により運営している労災病院の運営上必要とされる資金や将来予定している施設整備等に充てるために、独立行政法人通則法で定めるところにより、債券等の金融資産を保有しているところであるが、債券等で運用するに当たっては、労災病院等業務に支障の生じないよう、引き続き適切な運用・管理を図っていただくよう期待する。

エ 貸借事務所

機構が賃借している事務所は、本部事務所及び産業保健推進センターの事務所である。本部については、移転当時から継続的に賃借料の価格交渉を行ってきており、平成22年度においては、6%減で契約を締結しているところである。産業保健推進センターについては、「独立行政法人整理合理化計画」等に基づく運営経費の3割削減を受けて、事務所面積の縮減及び安価な事務所への移転を計画的に進めており、平成21年度までに約1億円程度の節減を達成していることは評価できる。今後とも、利用状況及び維持管理費用等を検証しつつ、賃借料の削減に向けた更なる見直しを進めていただくことを期待する。

③ 組織体制・人件費管理

ア 紙与水準の状況

平成21年度の事務技術職員のラスパイレス指数は、前年度と比べて2.5ポイントの増加となったが、これは、昨年度、国が実施した人事院勧告を踏まえた給与のマイナス改定等の影響によるものである。機構では、同時期に、年功的要素のは正等を含めた給与体系全体の見直しに向けた労使交渉を継続的に実施していたところであり、この労使交渉により、平成22年度に平均2.5%の俸給引き下げとなる俸給表の改定等が決定されたことは評価できる。この改定により、今後は、年功的要素のは正を含めたより一層の給与水準の適正化が期待される。

病院看護師についても、国家公務員を上回る給与水準であるが、事務・技術職員と同じく、俸給表の改定を決定したところであり、今後の給与水準の適正化が期待される。

病院医師については、国家公務員の給与水準は上回っているものの、厚生労働省「第17回医療経済実態調査（平成21年6月）」によると、民間病院（調査区分は「医療法人」）に勤務する医師の平均給料額1,550万円、地方自治体等（調査区分は「公立」）に勤務する医師の平均給料額1,496万円と比較した場合、労災病院（調査区分は「国立」）で勤務する医師の平均給料額は1,372万円と相当な開きがある。独立行政法人として、「社会一般の情勢に適合したもの」とする必要性から、給与水準は、適正化に向けた不断の取組が求められるところであるが、昨今の医師確保の困難性等に鑑みると、他の設置主体と遜色のない給与水準とする必要があり、救急医療や地域医療をも担う上で、現行の水準は必要な措置であると言える。

なお、医師、看護師等の医療関係者の確保という観点からすると、それが給与水準という金銭面だけが求められているのではなく、より一層の充実した勤務体制や勤務環境等の整備にも配慮する必要があると言える。今後とも、ワーク・ライフ・バランスに応じた各病院のニーズを踏まえつつ、知恵を絞った工夫ある取組を期待する。

イ 総人件費改革の取組状況

総人件費改革の取組・展望については、引き続き、アウトソーシングの推進、事務・技術職員の削減及び退職後の不補充による人員削減を進めつつ、病棟の統廃合等による効率化、手当の減額等による人件費の削減等にも努め、総人件費削減に向けた様々な取組が進められていると言える。

平成21年度の総人件費については、対17年度比で2.8%の増となっているが、これは、労災病院として他の設置主体では代替困難な石綿関連疾患への対応や都道府県地域医療計画を踏まえた救急医療、地域医療連携等の政策医療を一層推進するためには、現に不足する医師、看護師等の補充が必要不可欠であり、その人員確保による影響である。それを除くと▲4.28%の削減を達成しているところである。

今後においても、適正な人件費管理を行っていくことはもとより、政策医療の展開による良質な医療の提供に配慮した必要な医師・看護師等の確保を行いつつ、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革に関する法律」（平成18年法律第47号）を踏

まえた着実な取組を進めることを期待する。

ウ 諸手当及び法定外福利厚生費の状況

前年度に政・独委から必要な検証が加えられていないと指摘のあった法人の諸手当及び法定外福利費について、国と異なる又は独自に設けている諸手当については、民間病院等における採用状況や救急医療等に携わる医療関係者の確保及び待遇改善の必要性から設けられているものと言える。法定外福利費については、福利厚生事業を行う互助組織への法人支出について、他法人の見直しの状況等を踏まえ、平成22年度から、事業内容の見直しや支出削減等の措置を講じたほか、平成23年度以降については、法人支出を廃止する方針としている。今後とも、職員のモチベーション・モラールの維持に留意しつつ、適切な見直しを期待する。

永年勤続表彰については、国と同基準により運用していることに加え、記念品についても国を下回る単価とする見直しを行っていることは評価できる。

なお、借上宿舎については、国に同様の措置はないことから、医師、看護師等医療関係者が救急医療等に対応するなどの必要性、住居手当の措置による経費削減、経営効率化等の観点から検証を行い、今後、必要な見直しが行われることを期待する。

④ 契約

契約状況については、「随意契約見直し計画」等に基づき、着実に一般競争入札への移行が進められており、平成22年度末までに同計画を達成するよう取組を期待する。

更に、平成21年度に設置された「契約監視委員会」において、指摘された内容を踏まえつつ、「随意契約等見直し計画」に基づき、契約の適正化・効率化に更に取り組むとともに、「調達の適正化について」（平成22年4月6日付け厚生労働省発総0406第9号）をも踏まえた取組を進めていただくことを期待する。なお、入札に関しては、医療事業におけるサービスの質の面からのサステイナビリティの視点を含めた総合的なコストの引き下げにも配慮していただくことを期待する。

前年度に政・独委より指摘された「公募マニュアルの未整備」については、本部において迅速に対応し、「公募方式実施要領」を作成したほか、他の契約に係る規程類の整備状況、審査体制等についても引き続き適正に運用されていると言える。

⑤ 事業費の冗費の点検

事業費の冗費の点検及び削減状況については、従来より、その削減に努めているところであり、各事業費について着実に削減が進められていると言える。とりわけ、病院情報システムの調達については、労災病院及び本部に設置する情報システム委員会等において、システム導入時の課題等を整理しつつ、コンサルタントの活用により、多くの業者が応札可能となるよう仕様の検討を行い、一般競争入札を行った結果、平成21年度において、6,000万円の削減効果を上げたことは評価できる。今後とも、様々な工夫を凝らし、効率的かつ効果的に事業費を削減できるよう取組を期待する。

⑥ 内部統制

機構は、第1期中期目標期間初年度から、理事長メッセージや運営方針を全職員に配布する等の取組を進めつつ、計画を達成するために取るべき手法として、BSCを中心とした内部業績評価制度を導入し、PDCAサイクルマネジメントによる目標管理を徹底している。BSCについては、事業、施設、部門ごとで「行動計画」まで作成し、実行に移すことにより、職員一人一人が目標管理に参画できる仕組みとしていることは評価できる。さらに、SWOT分析、定期的なフォローアップ及び目標水準等や改善方針等の見直しも行っており、リスク管理の面においても、適切な仕組みを構築していると言える。

モニタリングについては、日常的取組として、各施設の収支状況等に係る定期報告を受けることによる業務運営状況の把握、BSCにおける上半期、下半期評価を実施している。独立的評価としては、定期又は臨時に監事監査、監査員業務監査、本部による業務指導を実施している。

その他、機構本部で設置している経営改善推進会議や施設別病院協議において、理事長自らが積極的な助言・指導を行っているほか、監事から情報提供される各施設の監査報告を受け、業務改善等の必要があるものについては積極的に全施設へ指示を出す等、機構が行う広範な業務・規模において、経営トップとしての理事長の積極的な姿勢が認められる。

本部と施設間の情報伝達やICTへの対応については、グループウェア等を活用し、情報伝達・共有の迅速化に対応しているほか、伝達する情報等に応じて、会議や研修会等の場を設け、情報伝達を行っており、適切な取組が行われている。更に経費削減の観点から、テレビ会議システムを活用した効率的かつ効果的な情報共有も行われている点も高く評価できる。

⑦ 事務・事業の見直し等について

業務改善の取組状況として、労災病院で、職場懇談会やQC活動等の場を通して、満足度調査等に基づく改善提案等を行い、各労災病院で提供するサービスの質の向上、業務の効率化、コスト削減等に向けた取組を実施している点が評価できる。

事務・事業の見直しについては、事業仕分け等を踏まえた今後の取組について、上記1(2)③④において、評価しているとおりである。

監事監査及び内部監査の実施状況は、監事が理事会その他重要な会議に出席し、業務運営に関する必要な情報提供を受け、監事監査に活用するなど必要な連携が図られていると言える。また、内部監査として実施している監査員業務監査及び本部による業務指導についても、監事との連携により、契約状況等の問題点の把握を踏まえて、計画的に施設の選定を行っており、監査対象施設が多い中、効率的な監査が行えるよう努めていると言える。